

令和5年度徳島県看護職員就労環境改善支援事業実施要領(案)

実施要領は(案)であり、補助率、基準額等について、変更することがあります。

1 目的

交代勤務等の厳しい勤務環境に置かれる看護職員が健康で安心して働き続けることが可能となるよう、短時間正規職員制度をはじめとする多様な勤務形態の整備や看護業務の効率化を促進し、医療機関において看護職員の就労環境の改善を図ることを目的とする。

2 事業概要

医療法(昭和23年法律第205号)第7条の規定に基づき許可を受けた病院が、看護職員の就労環境の改善を図るため、短時間正規職員制度を始めとする多様な勤務形態を労働協約又は就業規則等により制度化又は改正した制度導入年度に行う看護師就労環境改善支援事業の実施に必要な経費のうち補助金交付の対象として知事が認める経費について交付する。なお、新たな制度の導入に当たっては、以下を実施することとする。

(1) 看護職員の就労環境の改善を図るため、短時間正規職員制度をはじめとする多様な勤務形態を労働協約又は就業規則等により制度化又は改正することに取り組むこと。

(2) 短時間正規職員制度は、育児、介護やキャリアアップなど就労継続と資質の向上に資する幅広い勤務形態の選択においても利用できる制度とする。

なお、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の施行に伴い、単に同法第23条(所定労働時間の短縮措置)の義務化への対応(3歳未満の子を養育する労働者を対象としたものの制度化)を実施したのみでは当事業の対象とならない。

(3) 短時間正規職員制度のほかフレックスタイム制度や時差出勤の導入など個々の実情に応じた多様な勤務形態を組み合わせ導入することが望ましい。

(4) 新たな制度の導入及び改正に当たっては、以下を実施すること。

① 看護部門だけでなく、事務や他部門の参加と連携を得て、病院組織として導入する体制を整備すること。

② 自施設の特徴や職員構成など現状分析及び看護職員のニーズを把握したうえで、看護職員の利用しやすい制度とすること。

3 補助金交付対象経費等

1 基準額	2 対象経費	補助率・補助上限額
1 か所当たり 2,000千円	看護職員の就労環境改善支援の実施に必要な新たに雇用する短時間正規職員経費(人件費、法定福利費等)、報償費、旅費、需用費(印刷製本費、会議費、消耗品費)、役務費(通信運搬費、雑役務費)	補助率：1/2 補助上限＝基準額×補助率 ：1,000千円

(1) 第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額と当該事業に要する総事業費から寄付金その他収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を補助基本額とする。

(3) (2)により選定した補助基本額の範囲内の額を交付額とする。

(4) 希望多数の場合は予算の範囲内で補助する

4 実施期間

各年度の事業期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

5 その他

この実施要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。